

# 太刀洗通信所張力センサ 取外し及び仮設配線設置

件名	太刀洗通信所張力センサ取外し及び仮設配線設置					
図面名称	表紙					
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和7年8月20日	
業務隊長	管理科長	営繕主任	管財主任	工事企画	施設管理	作成者
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科						

# 仕 様 書

- 1 件 名  
太刀洗通信所張力センサ取外し及び仮設配線設置
- 2 場 所  
福岡県朝倉郡筑前町下高場 1 3 7 6 - 2 太刀洗通信所
- 3 適用範囲  
本仕様書は、太刀洗通信所で実施する「太刀洗通信所張力センサ取外し及び仮設配線設置」について適用する。
- 4 作業実施日  
令和 8 年 1 月上旬を目途に細部は部隊と調整する。
- 5 概 要  
太刀洗通信所における外柵の更新にあたり、既設の張力センサ（約 2 9 8 m）一式の取外し及び仮設配線設置を実施するもの。
  - (1) 既設セコム張力センサ取外し 一式  
（構成部品はメーカーに確認し適切な方法で取外すこと）
  - (2) 仮設配線設置 一式  
（施工前に現場で担当者へ報告及び確認を行うこと）
- 5 一般事項
  - (1) 本役務は、本仕様書及び関係諸法規を遵守し実施すること。
  - (2) 施工上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
  - (3) 写真は、着工前・完成後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理後、2部提出する。尚、写真データについては、確実に消去すること。
  - (4) 役務中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
  - (5) 役務中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
  - (6) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
  - (7) 撤去した張力センサー一式は監督官が指示する場所へ保管するものとする。
  - (8) 警備システムを運用する上で必要と思われる事項は監督官指示により実施すること。
- 6 特記事項
  - (1) 施工に先立ち、事前に監督官と打ち合わせを行うものとする。
  - (2) 官側の電気・水道の使用は原則禁止とする。
  - (3) 監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
  - (4) 本役務に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
  - (5) 施工前の準備として必要に応じて現場調査を実施すること。

件 名	太刀洗通信所張力センサ取外し及び仮設配線設置				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和 7 年 8 月 2 0 日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					

